

# 東京都目黒都税事務所からのお知らせ

## (令和5年4月)



- 4月から固定資産税における土地・家屋の価格などが  
ご覧になれます(23区内)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の  
送付先変更手続はお済みですか?(23区内)・・・・・・・・・・ 2
- 固定資産税・都市計画税、不動産取得税の納税管理人制度を  
ご存知ですか?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ・・・・・・・・ 4
- メールマガジンのご案内～東京都「公売情報」お知らせメール～・・・・・・・・ 5
- 23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください・・・・・・・・・・ 6
- 中小企業者向け省エネ促進税制～法人事業税・個人事業税の減免～・・・・・・・・ 7
- eLTAX電子納税が大変便利です・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 都税がスマートフォン決済アプリで納付できます・・・・・・・・・・ 9
- 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税(家屋)を減免します・・・・・・・・ 10
- 来所せずにお手続ができます・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

# 4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

縦覧期間	令和5年4月3日(月)から6月30日(金)まで(土・日・休日を除く。)
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和5年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

(注) 納税通知書は6月1日(木)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、  
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP (縦覧について)



主税局 HP (本人確認方法について)

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の  
納税通知書送付先を変更される方へ～

## 固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の 送付先変更手続きはお済みですか？



住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書の送付先は変更されません。  
登記手続きがお済みでない場合は、以下の送付先変更手続きをお願いいたします。

### 【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

### 【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。



主税局 HP

- 上記手続きは、23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。  
納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。  
変更できないもの（例）納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
- 海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

～都内に住所等を有しない方へ～

# 納税管理人制度をご存知ですか？



納税義務者が都内（固定資産税・都市計画税は特別区内）に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。

詳しくは、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁にお問い合わせください。

なお、東京 23 区以外に所在する不動産に関する  
固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。



主税局 HP

# インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和5年4月18日（火）13時～令和5年5月9日（火）23時	
入札期間	令和5年5月16日（火）13時～ 令和5年5月18日（木）23時	令和5年5月16日（火）13時～ 令和5年5月23日（火）13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の＜公売情報＞からアクセスできます。 インターネット公売（動産、自動車、不動産等）をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ＜公売情報＞ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

＜メールマガジンのご案内＞ [https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail\\_magazine.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html)

主税局 メールマガ

検索

登録無料

## メールマガジンのご案内

公売情報を  
タイムリーに配信しています。

### 東京都「公売情報」お知らせメール

詳細は主税局HPへ

主税局メルマガ

検索



主税局 HP

(お問合せ先) 徴収部 徴収指導課 徴収指導班 03-5388-3024

東京都では公売情報に関するメールマガジンを発行しています。

公売の実施情報や今後の予定などを、パソコン・スマートフォン等に向けてタイムリーに発信していますので、是非ご登録ください。

# 23 区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23 区内において、個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税の課税事務は9つの都税事務所で、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

## <所管都税事務所一覧>

所管区域	千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
所管都税事務所 個人事業税 法人事業税 特別法人事業税 地方法人特別税 法人住民税	千代田		荒川			中央			台東		港	品川	新宿			渋谷		豊島					
事業所税	千代田			中央			港		新宿														

- 個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、事業所税に関するお問合せや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
- 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行いますが、お問合せは所管都税事務所までお願いします。
- 納税（課税）証明書の発行は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で行います。事務手続上、申告・納付後概ね1～2週間以内に納税証明書を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。

\* 固定資産税（償却資産）の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。

# 中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

## 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



### 【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・所管都税務所の法人事業税班・個人事業税班
  - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
  - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること  
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091



# 地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

## ○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

## ○全国の自治体に一括電子納税!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納税事務の負担が軽減されます!!



### 取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



eLTAX イメージキャラクター  
エルレンジャー

# 都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



## 納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取ることで納税することができます。

## 納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。  
（※アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。）

## 利用できるアプリ （令和5年4月1日時点）



## 注意事項

- 領収証書は発行されません。  
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納税してください。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- 事前に登録及びチャージをする必要があります。  
※Pay B、モバイルレジ及び楽天銀行アプリについては、お支払になる口座に納税金額をご準備ください。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。  
主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局  
ホームページ



## 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税（家屋）を減免します

### ● 減免の要件

- 1 住宅に係る要件
  - 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われていること
  - 次の①、②のいずれかに該当すること
    - ① 太陽光発電システム（※1）を設置していること
    - ② 水準2又は水準3の基準（※2）を満たしていること

※1 東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱の助成対象のものに限ります。

※2 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準2又は水準3のことを指します。

### 2 取得者に係る要件

- 新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっていること

### ● 減免される割合

- 減免の要件の1 ①又は②の一方にのみ該当する場合  
→住宅に係る不動産取得税の5割
- 減免の要件の1 ①及び②の両方ともに該当する場合  
→住宅に係る不動産取得税の10割

### ● 減免を受けるための手続

- 減免を受けるためには、納税者ご本人からの申請が必要です。  
該当する方は、東京ゼロエミ住宅認証書、東京ゼロエミ住宅設計確認書等の必要書類を添えて、所管の都税事務所（都税支所）・支庁に減免申請書を提出してください。

減免の手続の詳細については  
主税局HPをご覧ください▶



主税局 ゼロエミ

検索

### ● 東京ゼロエミ住宅

東京ゼロエミ住宅については、環境局のHPをご覧ください。

東京ゼロエミ住宅

検索



### ● 住宅を新築したときの軽減制度

この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。詳しくは主税局HPをご確認ください。

主税局 住宅新築

検索



# 来所せずにお手続きができます！

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

## 申告

- ✓ 電子申告
  - ・ eLTAX
  - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

## 申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
  - ・ eLTAX
  - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

## 納税

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
  - ・ モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

## 証明等の取得

- ✓ 郵送  
〒112-8787  
東京都文京区春日1-16-21  
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
  - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
  - ・ スマート申請

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、  
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP